

瀬戸市建設工事請負業者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市が発注する建設工事の指名競争入札に参加する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下「建設業者」という。）の格付（以下「格付」という。）の方法及びその取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(格付の対象)

第2条 格付の対象となる建設業者は、瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号。以下「契約規則」という。）第24条で準用する同規則第5条第2項の規定により審査を受け、有資格者と認められた建設業者とする。

(格付の方法)

第3条 建設業者の格付は、格付を必要とするときに、建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査による総合数値により、別表のとおりA、B又はCの3つの等級に分けて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指名競争入札参加資格審査基準日の直前2年の各営業年度における完成工事高のない建設業者については、最下位の等級に格付する。

(工事成績の勘案)

第4条 本市における工事实績及びその成績が特に優秀な建設業者は、瀬戸市入札参加者審査委員会規程（昭和47年瀬戸市訓令第2号）第1条に規定する瀬戸市入札参加者審査委員会の決議により1等級上位に格付することができる。

(格付の有効期限)

第5条 格付の有効期限は、契約規則第24条で準用する第5条第3項の規定により作成された名簿の有効期間の末日とする。

(格付の通知)

第6条 格付された等級について、申請者から申出があったときは、当該申請者に関わる格付を通知するものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月27日から施行する。

別表 総合数値による格付等級区分

等級	建築一式 工事	土木一式 工事	ほ 装 工事	水道施設 工事	その他の 工事
A	1,200 以上	1,300 以上	1,400 以上	1,100 以上	1,100 以上
B	700 以上 1,200 未満	700 以上 1,300 未満	900 以上 1,400 未満	600 以上 1,100 未満	600 以上 1,100 未満

C	700 未滿	700 未滿	900 未滿	600 未滿	600 未滿
---	--------	--------	--------	--------	--------